

京都府水道事業広域的連携等推進協議会令和8年度幹事会

# 城陽市の包括的民間委託 事業について

令和8年4月20日  
城陽市上下水道部

# 目次

1. 城陽市について	3	10. 庁内調整	19
2. 水道事業の概要	6	11. 委託金額の設計	20
3. 下水道事業の概要	8	12. 契約方式	21
4. 包括的民間委託導入のきっかけ	9	13. 公募型プロポーザル	22
5. 取り組み経過	11	14. 提案内容（例）	26
6. サウンディング調査について	12	15. 予算編成	28
7. 全体工程	14	16. コンサルの活用について	29
8. 業者との質疑応答について	15	17. 議会対応	30
9. 制度設計	16	18. 市民広報	31

# 1. 城陽市について (1)



## 京都と奈良の中間にある 「五里五里のさと」

面積 32,71 km<sup>2</sup>

人口 72,524人  
(令和8年4月現在住基人口)

世帯数 35,629世帯

産業・特産物  
金銀糸・お茶・  
花しょうぶ・  
梅・いちじく

# 1. 城陽市について (2)

新名神高速道路の供用にあわせ、京都府内初となる  
(仮称) 京都城陽プレミアム・アウトレットの開業を予定



出典：三菱地所グループ

# 1. 城陽市について (3)

高速道路のICから直接乗り入れが可能となり、自動運転トラックを受入れる基幹物流施設を中心とした次世代型物流拠点整備



出典：三菱地所(株)

## 2. 水道事業の概要



## 2. 水道事業の概要



### 概要

供用開始	昭和39年8月
給水人口	72,322人 (令和8年4月現在)
給水戸数	35,530戸
年間配水量	7,660,801 m <sup>3</sup>
普及率	99.8%

### 特徴

- 3つの浄水場、6つの配水池、4つの減圧弁、4つのポンプ所がある
- 京都府営水の受水点は1箇所
- 井戸は19カ所あり、12カ所で取水中
- 配水管の管路延長は254.8 km、上記の施設構成も併せ、コンパクトな構成



## 4. 包括的民間委託導入のきっかけ

### (1) 受託事業者の廃業

- 市OBが設立した会社で浄水場の運転監視、維持管理を委託していたが、高年齢化や社員の雇用が進まず廃業することとなった。その為、その受け皿となる企業を確保する必要が生じた。

### (2) 採用困難な状況

- 次ページ参照

### (3) WPPP導入が下水道更新の補助金要件化

- W P P P 3. 5 ガイドラインにも記載されているとおり、污水管に対する国費支援の要件とされた。

### (4) 優良受託企業者の確保の緊急性（需給バランス）

- 全国に上水道事業が約1300事業、公共下水道事業が約1200事業が存在。上下一体で発注するケースを割り引いても、民間側の受託の受け皿が不足するのは明らか。これから污水管の更新需要はますます高まり、補助金要件化ということもあり、優良事業者の確保は地方公営企業として急務である。自治体が企業を選ぶのではなく企業が自治体を選ぶ時代に。

## 4. 包括的民間委託導入のきっかけ（採用面）

1. 技術職員募集への応募が大幅に減少しており、新規の採用が非常に困難。
2. この傾向は全国的なもので、官民での給与格差の拡大や民間志向の強まりにより、技術を有する求職者が自治体を選ばない流れに。
3. 新卒技術者の獲得においては、民間企業はインターンシップ後に内定を出すケースが多く、早期に決定されるため、公務員試験のスケジュール上すでに就職が決まっている者が多いことも応募者減少の要因。

以上のことから、担い手の確保が非常に大きな喫緊の課題となっている。

少し古い記事だが、毎日新聞が47都道府県に対し2023年に実施したアンケート結果を紹介する。

- ① 採用予定数を満たす合格者を全ての職種区分で確保できたのは大阪府と兵庫県のみで、45都道府県で採用予定数割れが生じた
- ② 採用が難しい職種区分を複数選択で尋ねたところ、土木分野と回答した自治体が46に上った
- ③ 2019年度と2023年度を比較すると8割の37都道府県で採用予定数割れが拡大
- ④ 採用難の影響としては「ノウハウ継承に支障（31団体）」、「市町村の支援や派遣の困難化（31団体）」「災害対応の困難化（28団体）」「インフラの整備・管理の困難化（26団体）」「これまでの水準の行政サービス維持ができない（23団体）」

（毎日新聞 令和6年1月16日）

## 5. 取り組み経過

実施月	内容
令和3年	調査・検討の開始
11月	視察①（広島県企業局）
12月	視察②（小諸市建設水道部）
令和5年 2月	先進事例団体へのWebヒアリング
7月	「ウォーターPPPが導く水道・下水道の姿」（日本水道新聞主催ウェビナー）参加
10月	水道分野における官民連携推進協議会 参加 ⇒ サウンディングの実施をPR
11月	事業者に対する第一次サウンディング調査
令和6年	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 活用
6月	事業者に対する第二次サウンディング調査
9月	下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 参加

\* 上記は取組の一部。上記以外に多くのセミナー、ウェビナー等で並行して情報収集を実施した

## 6. サウンディング調査について (1) 第一次

### 目的

- 事業者の「参入意向確認」「事業内容に対する意見収集」
- 「包括的民間委託の導入可否」「業務の範囲」の判断材料

### 実施のPR

- 水道分野における官民連携推進協議会で事業者にPR
- 市ホームページで告示

### 実施

- 14社から参加申込
- 事前質問を受け付け、サウンディング前に回答
- 当日は主に市が質問
- 希望があれば現地確認

## 6. サウンディング調査について (2) 第二次

### 第二次サウンディング調査

- 第一次サウンディング調査後、さらに複数企業と意見交換
- 要求水準書や募集要項→ 市の案を提示しそれをたたき台に意見交換
- 懸念点、現地視察、仕様確認 e t c

### 国交省 水管理・国土保全局上下水道企画課とのweb会議等を通じた意見交換

- 市の取り組む方向性について、制度設計に関して意見交換を行い、要求水準書等のブラッシュアップを実施

### 総務省「経営・財務マネジメント強化事業」の活用

- 総務省登録アドバイザーを指名し市のW P P P 推進事業に活用。地方公共団体の負担なく、専門家に訪問してもらい、その時点時点での的確なアドバイスを受ける。
- 本市の場合、特に公募型プロポーザルの実施に際して、資料作成、事業者選定、トラブル事例の紹介、注意点等に対して貴重な材料を得る機会となった。



## 8. 業者との質疑応答について

本市では、優先交渉事業者決定までに、次の2つのタイミングで事業者との本格的質疑応答を実施した。1つ目は「募集要項公表後」、2つ目は「参加資格（有）通知後」である。

質問の傾向として、サウンディングによる意見交換時に多く議題に上がった項目をそのまま掘り下げた形での質疑で多く上がってきた。質問数は1つ目のタイミングで351、2つ目のタイミングで84に及んだ。本市の公募型プロポーザル方式による業者選定手続きでは、質疑応答の内容を、契約書・要求水準書・募集要項・提案書に準じて取り扱うこととしたため、その回答作業も慎重を期す必要があり、非常にボリュームのある作業となった。

中身は知的財産にかかわる面もあり詳らかにできないが、主な質疑のカテゴリーは次のとおり。

1. リスク分担とその負担
2. 価格スライドの取り扱い
3. プロポーザルの評価方法、プレゼンに関する事
4. 提案書の作成方法、記載方法
5. 委託料に関する事（提案金額、修繕費に代表される精算方法）
6. 地元企業との関係
7. 完成図書、施設台帳等の閲覧の可否
8. プロフィットシェアの発注者としての認識
9. 広域化の進捗（特に国の要請で策定済の都道府県広域化推進プランとの関係＝垂直統合）
10. 現状の仕様発注の内容（市は個別委託の仕様書を公開し、これを達成する性能発注とした為）
11. 市施設、市保有機器の利用の可否等（事務所、駐車場、器具等）
12. 緊急時の個別対応レベル、費用負担

# 9. 制度設計

企業にどういう形で業務を委託するか、主に以下の選択肢から検討を行った。

単独企業

J V

S P C (市出資あり)

S P C (市出資なし)

## 【SPCの特徴】

- ・ 定款の策定、株主総会の開催等でコスト増
- ・ 事業規模によってはJVで支障が無い場合も
- ・ 安定的にその地で人材確保を目指す場合、人材確保をしやすい
- ・ 地元企業として、住民や議会へのアピール度が高い

⇒更新支援型であること、契約第一期であること、サウンディングでの意見等を勘案し、SPCではなくJV形態（又は単独企業）を採用することとした。

# 9. 制度設計



# 9. 制度設計



# 10. 庁内調整

○業務の委託化による人員配置（令和6年度→8年度比較）

正規職員34人⇒24人

- 定員管理計画を人事部門と調整

会計年度任用職員15人⇒3人

- 説明会を開催（数年前から複数回実施）

○その他

事務所レイアウト・貸与備品・市施設の利用許可等の検討を  
並行して実施

# 1.1. 委託金額の設計

## どういった積算を行うか

市が過去の決算書から積み上げるのみでは、応札に至る標準価格は算出が難しい。

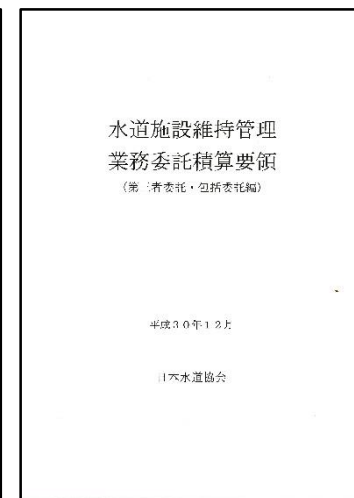
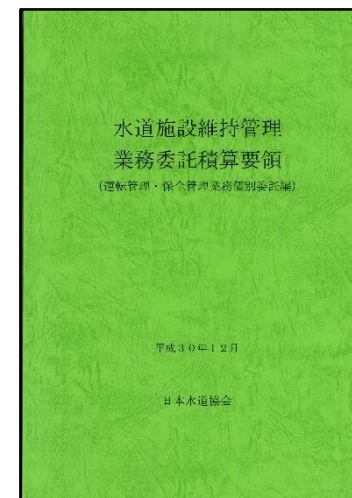
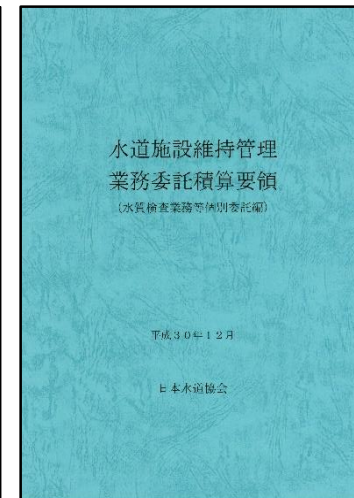
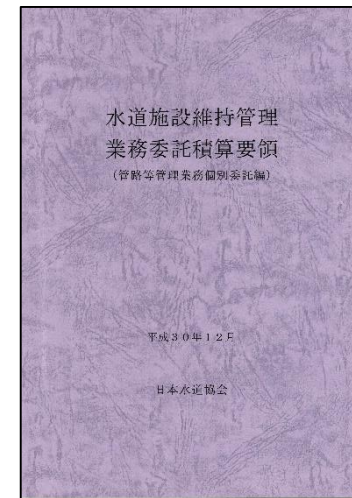
例えば...物価変動、人件費変動の要素を加えるにしても、

- ・設計額と契約額に差がある
- ・公務員の人件費と、民間との人件費との格差
- ・受注を目指す企業側からすれば芯となる部分を基本に置きたい。自治体のローカルルールは障壁に



## 城陽市で採用した積算

- ①物件費の過去の決算データの積み上げ（当然補正は必要）
  - ・修繕実績
  - ・委託実績
  - ・購入実績
- ②日水協の水道施設維持管理業務委託積算要領の活用  
人件費、物件費（ルーティン的なもの）について採用
- ③市独自で枠設定



# 1 2. 契約方式

	総合評価一般競争入札	公募型プロポーザル方式 (城陽市採用)
概要	評価点の最も高い提案を行った者が落札者	評価の最も高い提案を行った者を優先交渉権者とし、優先交渉権者との間で契約交渉を行い、随意契約を締結
公募時の条件 (要求水準書・募集要項)	変更不可	交渉による変更可能
価格決定	随意契約が不可能な場合、再入札	優先交渉事業者との契約協議が不調の場合、次点交渉事業者との交渉が可能
債務負担行為	公告までに債務負担行為の議決が必要	事業者選定後の基本協定（仮契約）締結までに議決があればよい

# 1 3. 公募型プロポーザル

優先交渉事業者の決定に、

「**城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託優先交渉事業者選定審査会**（以下、「**審査会**」）」を設置  
（委員構成）学識経験者 1 名、外部専門家 2 名、城陽市公営企業職員 1 名

価格評価を除き大項目 9、中項目 2 1、その下の小項目で採点評価

<p><b>第 1 章 審査の概要</b></p> <p><b>1 提案審査基準の位置付け</b></p> <p>本基準は、城陽市公営企業（以下「市」という。）が城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業（以下「本事業」という。）の優先交渉事業者を選定するにあたっての手順、方法、評価基準を示したものである。</p> <p><b>2 基本的な考え方</b></p> <p>優先交渉事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、本事業の目的に最も合致した運営・維持管理能力等を有する企業を選定する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、受託事業者が城陽市水道事業及び下水道事業を安全かつ安定的に継続していくことが最も重要であることから、審査においては、業務提案の評価に重きをおき、かつ価格提案にも配慮した上で総合的に評価する。</p> <p><b>3 審査会による評価</b></p> <p>市は、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、幅広い専門的知見からの意見を取入れるために、城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託優先交渉事業者選定審査会（以下「審査会」という。）において評価する。</p> <p><b>4 優先交渉事業者の選定</b></p> <p>優先交渉事業者は、第 2 章提案審査の結果を踏まえ、市が参加企業の中から最も総合評価点の高い者を選定する。</p> <p>なお、総合評価点が高い者が 2 以上ある場合は、価格提案額の低い者を優先交渉事業者として選定する。</p>	<p><b>第 2 章 提案審査</b></p> <p><b>1 提案審査の内容</b>（案、変更ある場合は、参加資格確認審査結果の通知までに、ホームページで公表する。）</p> <p>(1) 提案審査（評価項目、評価の内容、配点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価の内容</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 事業の実施方針・実施体制に係る評価</td> <td></td> <td>60 点</td> </tr> <tr> <td>(1) 事業の実施方針</td> <td>・市の事業目的（各ビジョンの内容含む）と実施計画との整合</td> <td>4 点</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業の実施体制</td> <td>・業務運営上の組織体制、人員配置、役割分担、労働安全衛生の計画 ・平日、休日、夜間及び緊急時の人員対応計画（緊急時の駆けつけ体制・各部門の責任者等の具体的な配置） ・配置予定者の経歴（資格内容、実務経験（実務内容と年数））</td> <td>56 点</td> </tr> <tr> <td>2. モニタリングに係る評価</td> <td></td> <td>28 点</td> </tr> <tr> <td>(1) モニタリング実施計画</td> <td>・要求水準書添付資料 1 のモニタリングの基本方針に基づく提案 ・市が実施するモニタリングに対する提案</td> <td>28 点</td> </tr> <tr> <td>3. 水道施設運送業務に係る評価</td> <td></td> <td>92 点</td> </tr> <tr> <td>(1) 水量管理業務</td> <td>・取水量、受水量及び送水量の管理に対する提案</td> <td>8 点</td> </tr> <tr> <td>(2) 浄水施設等運転管理業務</td> <td>・運転管理実施計画 （運転管理方針・各配水区域の水送用や各配水区域の水麻道・水量、水圧の管理・薬剤注入等による水質管理・薬品調製及び管理・運転管理に関するリスク想定・排水検査・水質検査補助など）</td> <td>44 点</td> </tr> <tr> <td>(2)-1 浄水施設等運転管理業務に係る異常時の対応</td> <td>・運転管理上の異常時対応計画</td> <td>8 点</td> </tr> <tr> <td>(3) 浄水施設等維持管理業務</td> <td>・設備維持管理実施計画 （計画点検・巡回点検・点検結果に基づく維持管理・維持管理に関するリスク想定など）</td> <td>24 点</td> </tr> <tr> <td>(3)-1 浄水施設等維持管理業務に係る異常時の対応</td> <td>・維持管理上の異常時対応計画</td> <td>8 点</td> </tr> <tr> <td>4. 下水道施設等維持管理業務に係る評価</td> <td></td> <td>24 点</td> </tr> <tr> <td>(1) 下水道施設等維持管理業務</td> <td>・施設維持管理実施計画 （法定保守点検・マンホールポンプ及び管路の詰まり等維持管理・維持管理に関するリスク想定など）</td> <td>20 点</td> </tr> <tr> <td>(1)-1 下水道施設等維持管理業務に係る異常時の対応</td> <td>・維持管理上の異常時対応計画</td> <td>4 点</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価の内容	配点	1. 事業の実施方針・実施体制に係る評価		60 点	(1) 事業の実施方針	・市の事業目的（各ビジョンの内容含む）と実施計画との整合	4 点	(2) 事業の実施体制	・業務運営上の組織体制、人員配置、役割分担、労働安全衛生の計画 ・平日、休日、夜間及び緊急時の人員対応計画（緊急時の駆けつけ体制・各部門の責任者等の具体的な配置） ・配置予定者の経歴（資格内容、実務経験（実務内容と年数））	56 点	2. モニタリングに係る評価		28 点	(1) モニタリング実施計画	・要求水準書添付資料 1 のモニタリングの基本方針に基づく提案 ・市が実施するモニタリングに対する提案	28 点	3. 水道施設運送業務に係る評価		92 点	(1) 水量管理業務	・取水量、受水量及び送水量の管理に対する提案	8 点	(2) 浄水施設等運転管理業務	・運転管理実施計画 （運転管理方針・各配水区域の水送用や各配水区域の水麻道・水量、水圧の管理・薬剤注入等による水質管理・薬品調製及び管理・運転管理に関するリスク想定・排水検査・水質検査補助など）	44 点	(2)-1 浄水施設等運転管理業務に係る異常時の対応	・運転管理上の異常時対応計画	8 点	(3) 浄水施設等維持管理業務	・設備維持管理実施計画 （計画点検・巡回点検・点検結果に基づく維持管理・維持管理に関するリスク想定など）	24 点	(3)-1 浄水施設等維持管理業務に係る異常時の対応	・維持管理上の異常時対応計画	8 点	4. 下水道施設等維持管理業務に係る評価		24 点	(1) 下水道施設等維持管理業務	・施設維持管理実施計画 （法定保守点検・マンホールポンプ及び管路の詰まり等維持管理・維持管理に関するリスク想定など）	20 点	(1)-1 下水道施設等維持管理業務に係る異常時の対応	・維持管理上の異常時対応計画	4 点	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>5. 運営業務に係る評価</td> <td></td> <td>64 点</td> </tr> <tr> <td>(1) 窓口・料金関係業務</td> <td>・窓口・料金関係業務実施計画 （使用者への適切な対応・公金の管理、取り扱い・未収金回収率向上など）</td> <td>20 点</td> </tr> <tr> <td>(2) 給水装置業務</td> <td>・給水装置業務実施計画 （受付・審査・立会・検査・事業者の指定補助・各種相談・問合せ対応など）</td> <td>16 点</td> </tr> <tr> <td>(3) 排水設備業務</td> <td>・排水設備業務実施計画 （受付・審査・立会・検査・事業者の指定補助・各種相談・問合せ対応など）</td> <td>16 点</td> </tr> <tr> <td>(4) 時間外受付業務</td> <td>・時間外受付業務に関する計画</td> <td>12 点</td> </tr> <tr> <td>6. 水道施設整備計画更新計画等に係る評価</td> <td></td> <td>12 点</td> </tr> <tr> <td>(1) 水道施設整備計画更新計画等に係る提案</td> <td>・施設整備実施計画更新計画作成に係る提案 新原案の作成</td> <td>12 点</td> </tr> <tr> <td>7. 下水道施設更新計画原案作成業務に係る評価</td> <td></td> <td>16 点</td> </tr> <tr> <td>(1) 下水道施設更新計画原案の作成</td> <td>・下水道施設更新計画原案作成に係る提案 （調査計画・修繕、改築計画案の作成など）</td> <td>16 点</td> </tr> <tr> <td>8. 危機管理業務に係る評価</td> <td></td> <td>12 点</td> </tr> <tr> <td>(1) 危機管理業務（大規模災害）</td> <td>・危機管理に関する計画 （災害に応じた対応策・応急給水・人材の確保・関係機関との連携・資機材の調達など）</td> <td>12 点</td> </tr> <tr> <td>9. その他業務に係る評価</td> <td></td> <td>32 点</td> </tr> <tr> <td>(1) 地域への貢献</td> <td>・地元人材の活用に係る提案 ・地元企業への活用に係る提案</td> <td>8 点</td> </tr> <tr> <td>(2) 研修方針</td> <td>・業務分限毎の能力向上や資格取得のための研修（人材教育）に関する計画</td> <td>12 点</td> </tr> <tr> <td>(3) 業務引継</td> <td>・受託期間中における市とのノウハウの共有計画 ・業務期間終了時の次期受託者への技術継承を含めた引継計画</td> <td>8 点</td> </tr> <tr> <td>(4) 城陽市上下水道事業標準業務フロー修正業務</td> <td>・城陽市上下水道事業標準業務フロー修正業務に係る提案 業務提案評価点計</td> <td>4 点</td> </tr> <tr> <td>10. 価格提案評価点</td> <td>・見積額（月額×0.9）以下→満点、見積額（月額×1.0）0 点 の比例配分、見積額（月額）超え一失格</td> <td>340 点 60 点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総合評価点</td> <td>400 点</td> </tr> </tbody> </table>	5. 運営業務に係る評価		64 点	(1) 窓口・料金関係業務	・窓口・料金関係業務実施計画 （使用者への適切な対応・公金の管理、取り扱い・未収金回収率向上など）	20 点	(2) 給水装置業務	・給水装置業務実施計画 （受付・審査・立会・検査・事業者の指定補助・各種相談・問合せ対応など）	16 点	(3) 排水設備業務	・排水設備業務実施計画 （受付・審査・立会・検査・事業者の指定補助・各種相談・問合せ対応など）	16 点	(4) 時間外受付業務	・時間外受付業務に関する計画	12 点	6. 水道施設整備計画更新計画等に係る評価		12 点	(1) 水道施設整備計画更新計画等に係る提案	・施設整備実施計画更新計画作成に係る提案 新原案の作成	12 点	7. 下水道施設更新計画原案作成業務に係る評価		16 点	(1) 下水道施設更新計画原案の作成	・下水道施設更新計画原案作成に係る提案 （調査計画・修繕、改築計画案の作成など）	16 点	8. 危機管理業務に係る評価		12 点	(1) 危機管理業務（大規模災害）	・危機管理に関する計画 （災害に応じた対応策・応急給水・人材の確保・関係機関との連携・資機材の調達など）	12 点	9. その他業務に係る評価		32 点	(1) 地域への貢献	・地元人材の活用に係る提案 ・地元企業への活用に係る提案	8 点	(2) 研修方針	・業務分限毎の能力向上や資格取得のための研修（人材教育）に関する計画	12 点	(3) 業務引継	・受託期間中における市とのノウハウの共有計画 ・業務期間終了時の次期受託者への技術継承を含めた引継計画	8 点	(4) 城陽市上下水道事業標準業務フロー修正業務	・城陽市上下水道事業標準業務フロー修正業務に係る提案 業務提案評価点計	4 点	10. 価格提案評価点	・見積額（月額×0.9）以下→満点、見積額（月額×1.0）0 点 の比例配分、見積額（月額）超え一失格	340 点 60 点	総合評価点		400 点
評価項目	評価の内容	配点																																																																																																			
1. 事業の実施方針・実施体制に係る評価		60 点																																																																																																			
(1) 事業の実施方針	・市の事業目的（各ビジョンの内容含む）と実施計画との整合	4 点																																																																																																			
(2) 事業の実施体制	・業務運営上の組織体制、人員配置、役割分担、労働安全衛生の計画 ・平日、休日、夜間及び緊急時の人員対応計画（緊急時の駆けつけ体制・各部門の責任者等の具体的な配置） ・配置予定者の経歴（資格内容、実務経験（実務内容と年数））	56 点																																																																																																			
2. モニタリングに係る評価		28 点																																																																																																			
(1) モニタリング実施計画	・要求水準書添付資料 1 のモニタリングの基本方針に基づく提案 ・市が実施するモニタリングに対する提案	28 点																																																																																																			
3. 水道施設運送業務に係る評価		92 点																																																																																																			
(1) 水量管理業務	・取水量、受水量及び送水量の管理に対する提案	8 点																																																																																																			
(2) 浄水施設等運転管理業務	・運転管理実施計画 （運転管理方針・各配水区域の水送用や各配水区域の水麻道・水量、水圧の管理・薬剤注入等による水質管理・薬品調製及び管理・運転管理に関するリスク想定・排水検査・水質検査補助など）	44 点																																																																																																			
(2)-1 浄水施設等運転管理業務に係る異常時の対応	・運転管理上の異常時対応計画	8 点																																																																																																			
(3) 浄水施設等維持管理業務	・設備維持管理実施計画 （計画点検・巡回点検・点検結果に基づく維持管理・維持管理に関するリスク想定など）	24 点																																																																																																			
(3)-1 浄水施設等維持管理業務に係る異常時の対応	・維持管理上の異常時対応計画	8 点																																																																																																			
4. 下水道施設等維持管理業務に係る評価		24 点																																																																																																			
(1) 下水道施設等維持管理業務	・施設維持管理実施計画 （法定保守点検・マンホールポンプ及び管路の詰まり等維持管理・維持管理に関するリスク想定など）	20 点																																																																																																			
(1)-1 下水道施設等維持管理業務に係る異常時の対応	・維持管理上の異常時対応計画	4 点																																																																																																			
5. 運営業務に係る評価		64 点																																																																																																			
(1) 窓口・料金関係業務	・窓口・料金関係業務実施計画 （使用者への適切な対応・公金の管理、取り扱い・未収金回収率向上など）	20 点																																																																																																			
(2) 給水装置業務	・給水装置業務実施計画 （受付・審査・立会・検査・事業者の指定補助・各種相談・問合せ対応など）	16 点																																																																																																			
(3) 排水設備業務	・排水設備業務実施計画 （受付・審査・立会・検査・事業者の指定補助・各種相談・問合せ対応など）	16 点																																																																																																			
(4) 時間外受付業務	・時間外受付業務に関する計画	12 点																																																																																																			
6. 水道施設整備計画更新計画等に係る評価		12 点																																																																																																			
(1) 水道施設整備計画更新計画等に係る提案	・施設整備実施計画更新計画作成に係る提案 新原案の作成	12 点																																																																																																			
7. 下水道施設更新計画原案作成業務に係る評価		16 点																																																																																																			
(1) 下水道施設更新計画原案の作成	・下水道施設更新計画原案作成に係る提案 （調査計画・修繕、改築計画案の作成など）	16 点																																																																																																			
8. 危機管理業務に係る評価		12 点																																																																																																			
(1) 危機管理業務（大規模災害）	・危機管理に関する計画 （災害に応じた対応策・応急給水・人材の確保・関係機関との連携・資機材の調達など）	12 点																																																																																																			
9. その他業務に係る評価		32 点																																																																																																			
(1) 地域への貢献	・地元人材の活用に係る提案 ・地元企業への活用に係る提案	8 点																																																																																																			
(2) 研修方針	・業務分限毎の能力向上や資格取得のための研修（人材教育）に関する計画	12 点																																																																																																			
(3) 業務引継	・受託期間中における市とのノウハウの共有計画 ・業務期間終了時の次期受託者への技術継承を含めた引継計画	8 点																																																																																																			
(4) 城陽市上下水道事業標準業務フロー修正業務	・城陽市上下水道事業標準業務フロー修正業務に係る提案 業務提案評価点計	4 点																																																																																																			
10. 価格提案評価点	・見積額（月額×0.9）以下→満点、見積額（月額×1.0）0 点 の比例配分、見積額（月額）超え一失格	340 点 60 点																																																																																																			
総合評価点		400 点																																																																																																			

城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業提案審査基準（抜粋） ※市HPで公開中

# 1 3. 公募型プロポーザル

## 審査会メンバー

城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託優先交渉事業者選定審査会設置要綱（以下、「設置要綱」）に基づき、

- ・学識経験を有する者
- ・水道事業又は下水道事業に関する専門的知識を有する者
- ・城陽市公営企業に勤務する企業職員

から選任。

任期は令和6年11月21日～令和7年6月27日（途中退任・就任者を除く）

審査委員	肩書
楠見 晴重	関西大学環境都市工学部 特命教授
尾原 正史	(公社) 日本水道協会 大阪支所 支所長 (令和7年4月1日から)
西崎 吏	京都府建設交通部 公営企業経営課長
山野 一弥	(公社) 日本水道協会 大阪支所 支所長 (令和7年3月31日まで)
竹内 章二	城陽市上下水道部 公営企業管理者職務代理者

(敬称略 設置要綱号数順、五十音順)

# 1 3. 公募型プロポーザル

## 審査実施スケジュール

日程		内容
令和6年	8月1日	設置要綱制定
	11月8日	募集要項等資料の公表
	11月8日～22日	事業者からの質問受付
	11月21日	第1回審査会 (提案審査基準の策定)
令和7年	1月15日～17日	参加資格確認申請書受付
	2月5日～19日	事業者による現地確認
	2月5日～3月6日	事業者からの追加質問受付
	4月18日	提案審査書類等提出書類の締切り
	6月3日	第2回審査会 (プレゼンテーション及びヒアリング、審査)
	6月27日	選定結果通知

# 1 3. 公募型プロポーザル

## 選定結果

応募総数 4 グループ

優先交渉事業者

グループ名称	みずパートナーJOYO共同企業体
代表企業所在地	大阪府箕面市船場東三丁目4番17号 箕面千里ビル
代表企業	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店
構成企業	フジ地中情報株式会社 大阪支店
構成企業	日本メンテナンスエンジニアリング株式会社
構成企業	西日本旅客鉄道株式会社
構成企業	アジア航測株式会社 京都支店

提案価格 3,800,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

選定理由 みずパートナーJOYO共同企業体が最も高い評価となった要因は、他グループからも同様の提案があったものの、次の内容における具体性、実現性を評価したことによる。

- (1) オペレーションメンテナンス業務及びカスタマーサービス業務について、独自のDXやAIを活用するなど、多くの実績ある先進技術を駆使して業務を進める提案
- (2) 全国で多発している道路陥没事故の状況から、空洞調査の実施や水道管の劣化診断を、多くの実績に裏打ちされた独自の技術で行う提案
- (3) グループのもつ広範なネットワークを有効活用した人材の確保及び資機材の調達提案

⇒ 9月30日契約締結

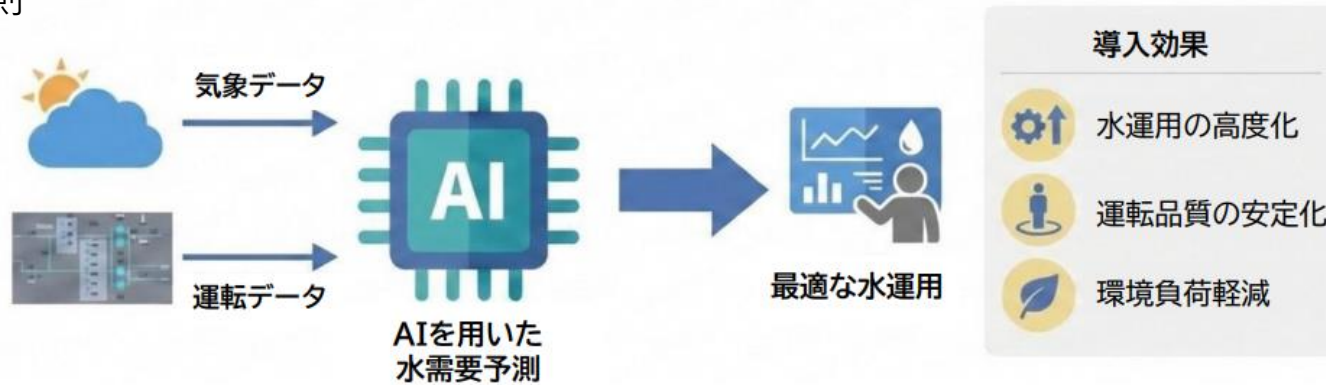
# 1 4. 提案内容 (例)

上下水道維持管理事業に特化したDXプラットフォーム (J-MAP : JOYOみずアプリ  
ケーションプラットフォーム) を導入。

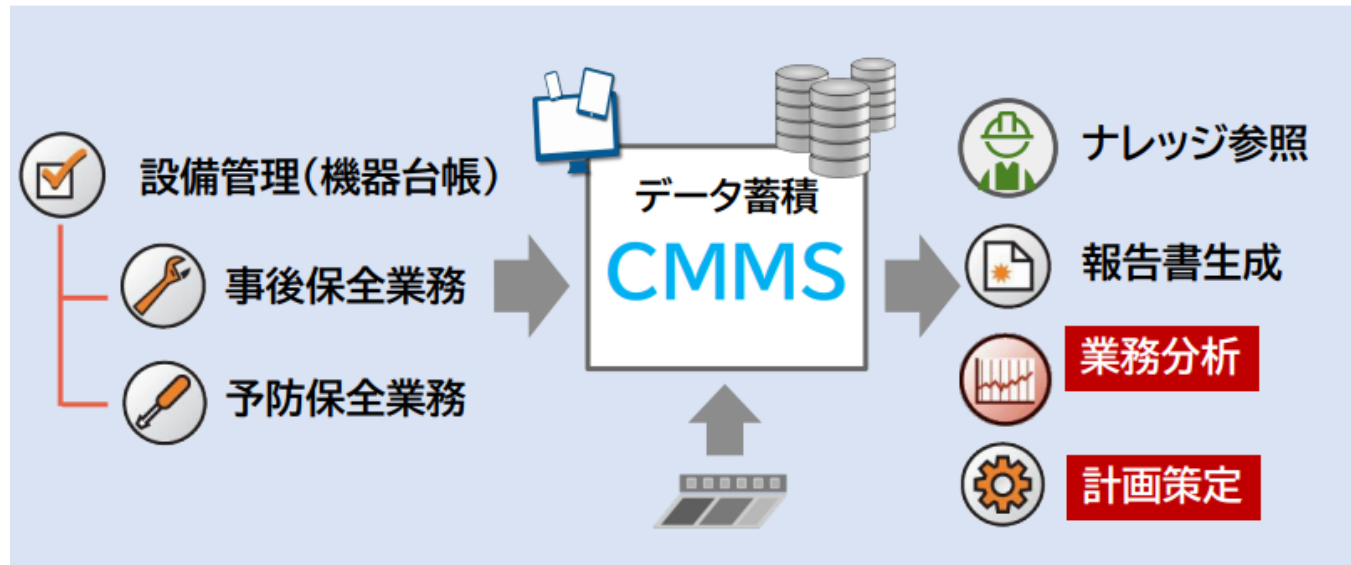


# 1 4. 提案内容 (例)

- AI 水需要予測



- アセットマネジメントシステム



# 15. 予算編成

## 債務負担行為の取り扱い

- 本市のケースは公募型プロポにつき、公募開始前は不要であったが、議会等への丁寧な説明を期すため、公募開始前に敢えて債務負担行為の議決を得た
- 水道事業と下水道事業会計それぞれで債務負担行為を予算設定
- 令和6年度は契約に至らなかったため、3月補正で廃止し、令和7年度当初予算で再設定

## 支出予算の取り扱い

- 更新支援型なので、基本は3条で経理
- 前項にかかわらず、通常の維持管理の中で資産計上が必要なものは、包括委託料とは別に予算措置を行い、市が4条予算を執行する
- 下水道の国費支援対象部分となるストマネ計画に基づく「管路改築実施設計・実施設計に伴う諸調査」費用については、包括委託契約の内数として4条で支出する ⇒ 結果、包括委託料は、水道3条、下水3条+4条の予算編成となる

# 16. コンサルの活用について

## 補助制度

国土交通省「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業」

(対象) 導入可能性 (FS)、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定に対する費用

(補助額) 内容により6千万円、4千万円、2千万円の定額

### 【ポイント】 コンサルの活用について

候補事業者との会合セッティング、委託に向けた自治体の状況整理や各種事例の紹介、課題の抽出、資料の作成、進行管理、業者選定の諸手続等 [上手く使えば非常に有用な] 武器となる。だが肝の部分はコンサル任せではなく、発注者が主体的に判断して要求水準書等への落とし込むことが必要。これがない案件では、質疑応答時に混迷を極めることとなり、スケジュールの遅延、企業の応募にマイナスに働くこと等も発生しうる。

一方、応募企業側からは次の2つが最も注目するポイントであり、これらを念頭に置いた上でのコンサルとの協同作業が必須となる。

- ①発注案件に内包されるリスクの見極めが可能か、またリスク分担を発注者と受注者で調整可能か
- ②発注者の設定する「委託価格」が業者から見て妥当性のあるものか

# 17. 議会对応

実施月	内 容
令和6年6月	常任委員会へ報告
9月	補正予算案（債務負担行為の計上）可決 常任委員会へ報告
11月	公募型プロポーザル実施
令和7年3月	令和7年度当初予算案（債務負担行為の再計上）可決 補正予算案（債務負担行為の廃止）可決
10月	常任委員会へ報告（契約締結）
令和8年2月	常任委員会へ報告（市民生活に直結する部分（主にCS部門）について報告）

※上記以外にも、WPPPに関し、市民団体から複数の請願が提出されており、所管委員会において審議がなされた。



ご清聴ありがとうございました



市HP  
要求水準や募集要項はこちら

---